

様式 A - 2

不利益処分一覽表

(令和7年(2025年)2月3日作成)

[所管： 技術部 下水道管理課]

[illegible]

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		計画変更命令
根拠法令及び条項		下水道法第 12 条の 5
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 12 条の 3 第 1 項、第 12 条の 4 下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5、豊中市下水道条例第 10 条
	基 準	1. 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 (下水道法第 12 条の 5)
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		改善命令等
根拠法令及び条項		下水道法第 3 7 条の 2
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第 1 2 条の 2 第 1 項、第 3 項、 下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5、豊中市下水道条例第 1 0 条
	基 準	1. 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第十二条の二第三項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りではない。 （下水道法第 3 7 条の 2）
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等
根拠法令及び条項		下水道法第 3 8 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	1. 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者 （下水道法第 3 8 条第 1 項） 2. 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しく支障が生じた場合 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 （下水道法第 3 8 条第 2 項）
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		罰則
根拠法令及び条項		下水道法第 4 5 条、第 4 6 条、第 4 7 条の 2、第 4 9 条、第 5 1 条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第 1 1 条の 2、第 1 2 条の 2 第 1 項、第 5 項、第 1 2 条の 3、 第 1 2 条の 4、第 1 2 条の 5、第 1 2 条の 6 第 1 項、第 1 2 条の 7、 第 1 2 条の 8 第 3 項、第 1 2 条の 9 第 2 項、第 1 2 条の 1 2、第 1 3 条第 1 項、 第 3 7 条の 2、第 3 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 9 条の 2
	基 準	1. 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 （下水道法第 4 5 条） 2. 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者 二 第十二条の九第二項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 （下水道法第 4 6 条第 1 項） 3. 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。 （下水道法第 4 6 条第 2 項） 4. 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらを準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 （下水道法第 4 7 条の 2） 5. 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者 四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五 第二十五条の十八又は、第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚

		偽の報告をした者 (下水道法第49条) 6. 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 (下水道法第51条)
	参考事項	
	備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		改善命令等
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第 10 条の 3
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第 12 条、第 12 条の 11、 下水道法施行令第 9 条の 10、第 9 条の 11 豊中市下水道条例第 10 条の 2
	基 準	1. 管理者は、使用者が前条の規定に違反して下水を公共下水道に排除していると認めるときは、その者に対し期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道の機能及び構造を保全するために当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。 (豊中市下水道条例第 10 条の 3)
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		罰 則
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第 2 3 ～ 2 5 条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	豊中市下水道条例第 6 条第 1 項、第 2 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 1 0 条の 2、 第 1 0 条の 3、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項、第 2 項、 第 1 3 条の 2、第 1 3 条の 3、第 1 5 条第 3 項第 4 号、第 1 6 条、第 1 7 条、 第 2 0 条第 2 項
	基 準	1. 次の各号に掲げる者は、50,000 円以下の過料を科する。 (1) 第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備等及び除害施設の工事を実施した者 (2) 排水設備等及び除害施設の新設等を行って、第 7 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (3) 第 8 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (4) 第 1 0 条の 2 の規定に違反した者 (5) 第 1 0 条の 3 の規定による命令に従わなかった者 (6) 第 1 1 条の規定に違反した者 (7) 第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 3 条の 2 又は第 1 3 条の 3 の規定による届出を怠った者 (8) 第 1 6 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (9) 第 2 0 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者 (10) 第 6 条第 1 項又は第 1 7 条の規定による申請書又は書類、第 6 条第 2 項前段、第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 3 条の 2 又は第 1 3 条の 3 の規定による届出書、第 1 5 条第 3 項第 4 号の規定による申告書又は第 1 6 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提供者 (豊中市下水道条例第 2 3 条) 2. 詐欺その他不正の行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。 (豊中市下水道条例第 2 4 条) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。 (豊中市下水道条例第 2 5 条)
	参考事項	
備考		